車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和元年7月31日

釧路市長 蝦名 大也

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
釧路市道星が浦西通1	釧路市星が浦大通4丁目2番地先にある一般国道38号との交点から釧路市
	星が浦南 5 丁目 2 番地先にある北海道道 860 号との交点まで

2 指定する期日 令和元年7月31日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

- (1) 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す おそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするため やむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう分に注意すること。
- (2)後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法 0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上(又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- (3) 道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。